

引 受 事 務 要 領

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 所在地：日向市大字財光寺 1825 番地 5-201 号</p> <p>(2) 電話による受付 会 長 藤瀬一則：0982-52-2962 携帯：090-8661-5318 会 員 奥 知樹：0982-55-0427 携帯：090-9857-3571</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 会 長：0982-52-2962 会 員：0982-55-0427</p> <p>(4) 電子メールによる受付 会 長 fujisepilot@gmail.com 会 員 pilot.tomokioku@gmail.com</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、国籍、総トン数、全長、喫水、多層甲板該当の有無、速力、積荷の種類、乗組員の国籍及び数、仕出港及びその日時、仕向港</p> <p>(2) 船舶所有者（水先法第 3 条）、運航者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻、出港予定日時</p> <p>(4) 輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎年 3 月に 1 年間の当直表を作成し、公表するものとする。</p>
受付条件	<p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の 15 時間前までに申込みされたものであること。</p> <p>(2) 原則として予定時刻の変更は、2 時間前までにされたものであること。</p> <p>(3) 当該水先の求めについては、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>(4) ユーザーからの水先人指名の対応は、別紙「指名対応基準」による。</p>
会員への連絡	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、電話及びファクシミリその他確実な手段により、遅滞なく当直会員に連絡するものとする。</p>

別表 2 (施行規則第 7 条関係)

令和 2 年 4 月 1 日
細島水先区水先人会

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲 (一級水先人)
1 年未満	3.5 万総トン未満の船舶
2 年未満	5.0 万総トン未満の船舶
2 年以上	すべての船舶

二級水先人の業務制限については、過去の業務経験年数、担当した船種、船型などを考慮し、会長が適当と判断した上決定する。

令和2年4月1日
細島水先区水先人会

細島水先区水先応召・引受基準の運用

1. 水先の応召体制

(1) 合同事務所（会長宅1室に合同事務所を設置）

会 長 藤瀬一則 〒883-0021 日向市大字財光寺 1825 番地 5-201 号

会 員 奥 知樹 〒883-0034 日向市富高 6285-18

電話 Fax 会 長：0982-52-2962 携帯<090-8661-5318>

会 員：0982-55-0427 携帯<090-9857-3571>

Eメール 会 長：fujisepilot@gmail.com

会 長：pilot.tomokioku@gmail.com

(2) 応召時間—24時間体制

(3) 水先要請

a. 申込み期限

水先約款第2章水先の引受及び会則施行規則第1条別表1によるが、原則として水先予定時刻の2日前までに連絡すること。

b. 申込み方法

- ・代理店を通じ FAX にて当会事務所（実際の運用上は当直水先人）に申し込む。
- ・入出港予報届は、電子メールでも受付けるが、当直水先人と電話確認が必要。

c. 入出港予報届の必要な記載事項

会則施行規則第1条別表1のとおり。

d. 変更、連絡方法等

- ・申込みの変更及び取り消し等は、その都度速やかに当会事務所に連絡のこと。
- ・時間の変更は原則2時間前までであるが、その都度速やかに当直水先人に連絡すること。
- ・連絡方法は、電話又は FAX によるが、時間の変更は電話により確認のこと。

(4) 乗下船時の注意事項

a. 水先艇（タグボート）

- ・乗下船ともにタグボートを使用する。
- ・昼間はマストに H 旗、夜間は海上衝突予防法による灯火を掲げている。
- ・水先人は VHF にて、乗船時間の約 30 分前に要請船を呼び出し必要な事項を交信。

- ・代理店は要請船船長に対して、当港において VHF を聴取するのは、水先人乗船時間の 30 分前頃からであることを、前もってアドバイスする必要がある。

b.パイロットラダーに関して

- ・要件： IMO の要件及び IMPA 勧告に基づくものであること
- ・VHF 交信： 水面上の高さ 3 m と乗船時速力 6 ノット前後を指示
準備舷の指示・・・基本的には Lee side(Calm side)

c.留意事項

- ・VHF による交信：乗船地点に向けての進路/速力の確認、指示
：気象・海象の影響による乗船地点の変更
- ・出港時の留意事項：気象・海象の影響による下船地点の変更（口頭）

(5)パイロットカードの作成

2. 細島港水先引受基準

(1) 水先業務時間

- a.入港時：一般岸壁は日出から日没の間（薄明時間を考慮する）
但し、コンテナ岸壁は照明設備が整っているため、24 時間体制
- b.出港時：全岸壁、24 時間体制

(2) 総トン数：入出港予報届を基に大型の要請船舶については、事前に検討して入港の可否を回答する。

(3) 全長：同上

(4) 喫水：原則喫水の 10%以上の UKC が確保されること。そのために潮高を考慮した運用を検討する。

*運用としての引受 Max Draft

日向製錬所、工業地区 1, 2, 6 号岸壁 = Max 9.80 m

白浜地区 14 号・17 号岸壁 = UKC を 10%として Max 11.80 m であるが、潮高を考慮する。

(5) 自然条件

- a.港内における離着岸：風速—15 m/s 以下
波高—1 m 以下
視界—1 マイル以上

- b.乗下船：水先艇が安全に航走できることを条件とする。

(6) 白浜コンテナ岸壁の引受基準：別紙 2 のとおり

(7) タグボート使用基準は別紙 1 のとおり